届出を新規に提出する
(リモートID特定区域の届出)

国土交通省

届出を新規に提出する(リモートID特定区域の届出)

リモートID特定区域の新規届出をおこないます。

リモートID特定区域の新規届出を開始

新規届出を選択する
メインメニューで「新規届出」ボタンを選択します。

リモートID特定区域の代表者情報を入力する
入力が完了したら「特定区域及び高度情報入力」ボタンを押します。

特定区域及び高度情報を入力する
入力が完了したら「機体等情報の入力」ボタンを押します。

リモートID特定区域の機体等情報を入力する
入力が完了したら「入力情報の確認」ボタンを押します。

リモートID特定区域の届出情報を確認する
内容に誤りがないか確認の上、「届出提出」ボタンを押してください。

確認用のポップアップが表示される
「OK」ボタンを押してください。

リモートID特定区域の新規届出の完了

リモートID特定区域代表者のメールアドレス宛にメールが通知されます。

リモートID特定区域の新規届出を提出するには、リモートID特定区域代表者宛にメールが届きますので、そちらから承認していただく必要があります。
リモートID特定区域の代表者へご連絡をお願いいたします。

国土交通省

届出を新規に提出する(リモートID特定区域の届出)

手続きで必要なものは以下となります。ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
ドローン情報基盤システムへのログイン	• ドローン情報基盤システムのアカウント	
リモートID特定区域代表者の情報	• 氏名 • フリガナ • 住所 • 電話番号 • メールアドレス	• 氏名 • フリガナ • 住所 • 電話番号 • メールアドレス • 企業・団体名 • 企業・団体名フリガナ • 本店又は主たる事務所の所在地 • 部署名
特定区域及び高度の情報	• 飛行の期間 • 特定区域の所在地 • 特定区域とする場所の端点の緯度・経度 • 地図画像 • 地図GeoJSON • 飛行する高度の上限 • 飛行の許可・承認の取得状況	
リモートID特定区域の機体等の情報	• 登録記号 • 安全確保措置の確認	

届出を新規に提出する(リモートID特定区域の届出)
【新規届出を選択する】

メインメニューで「リモートID特定区域の届出/取下げを行う場合はこちら」の見出しの中にある「新規届出」ボタンを押します。

届出を新規に提出する(リモートID特定区域の届出)
【リモートID特定区域代表者情報を入力する】

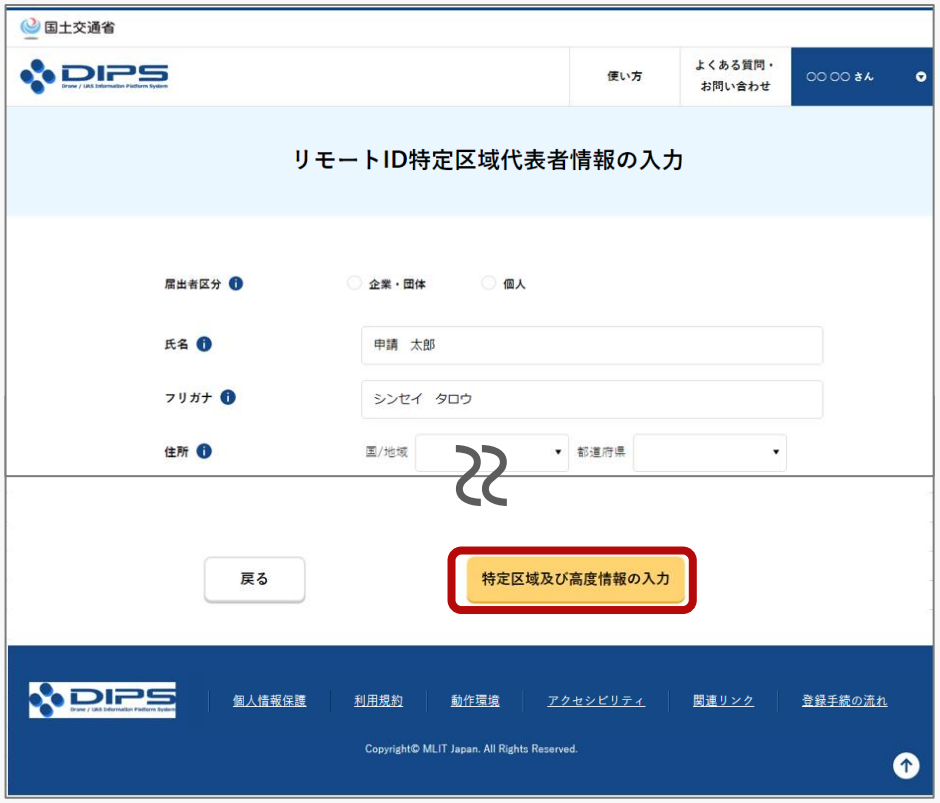

リモートID特定区域代表者情報の入力画面が開きます。代表者様となる方の情報を入力してください。

なお、個人の方及び法人の方で入力内容が異なります。該当する届出者区分を選択し、入力してください。

画面の表示時点でログインされているアカウント情報よりリモートID特定区域代表者情報へ入力に必要な情報が反映されます。（※）

代表者とログインされている方が同一であれば、入力不要です。そのまま手続きを進めてください。

「特定区域及び高度情報入力」ボタンを押します。

※）「企業・団体名フリガナ」についてはアカウントに情報を保持していないため、入力いただく必要がございます。

届出を新規に提出する(リモートID特定区域の届出)
【特定区域及び高度情報を入力する】

特定区域及び高度情報の入力では、飛行の特定区域について、期間、所在地に関わる情報を入力してください。

飛行の期間として設定できる期間は以下となります。

【開始日時】入力日より6か月先まで指定可能

【終了日時】開始日より3年以内の期間指定可能

緯度経度は、東西南北の端点（計４点）を世界測地系の度単位の十進数表記で入力してください。

地図画像ならびに地図GeoJSONデータは国土地理院HPより取得し添付ください。

「機体等情報の入力」ボタンを押します。

届出を新規に提出する(リモートID特定区域の届出)
【リモートID特定区域の機体等情報を入力する】

リモートID特定区域の機体等情報の入力では、リモートID区域の上空で飛行させる機体の登録記号を入力してください。

なお、登録記号は最大1000機体まで設定可能です。カンマ区切りにて入力してください。

安全確保措置の内容を確認し、チェックしてください。

「入力情報の確認」ボタンを押してください。

届出を新規に提出する(リモートID特定区域の届出)
【リモートID特定区域の届出情報を確認する】

リモートID特定区域の届出情報の確認では、入力した内容を確認ください。誤り（※）がなければ「届出提出」ボタンを押してください。

「リモートID特定区域の届出を行います」というポップアップが開きます。よろしければ「OK」ボタンを押してください。

リモートID特定区域の代表者に設定されているメールアドレスに到達確認のメールが送付されます。リモートID特定区域の代表者へ到達確認を依頼してください。

※）誤りがある場合、各情報右下にあります「修正」ボタンより修正が可能です。

届出を新規に提出する(リモートID特定区域の届出)
【リモートID特定区域の届出の入力完了※この操作は代表者が行います】

【ドローン登録システム】リモートID特定区域の届出者確認のお知らせ

国土交通省航空局・地方航空局　無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールは無人航空機の登録制度（リモートID特定区域）の代表者に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

リモートID特定区域の代表者　様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールはリモートID特定区域の代表者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.mlit.go.jp/*********

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■ログインURL
https://www.dips-reg.mlit.go.jp/*********

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.mlit.go.jp/*********

国土交通省航空局・地方航空局　無人航空機登録制度担当

返信　転送

リモートID特定区域の代表者は到達確認のメールを開きメールの宛先等を確認します。

リモートID特定区域の代表者として届出がされることに問題がなければ到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

認証完了後、航空局で届出内容の確認が行われ、内容に不備がなければ届出完了通知がリモートID特定区域の代表者宛てにメール送信されます。

なお、申請に不備がある場合はリモートID特定区域の代表者宛てに修正指示のメールが通知されます。

不備修正のうえ、再届出をしてください。

届出状況はメインメニュー画面の届出一覧/取下げボタンより確認することができます。

届出を新規に提出する(リモートID特定区域の届出)
【複写による新規届出】

提出済の届出情報を複写し、別の新規届出として提出することが可能です。

メインメニューで「リモートID特定区域の届出/取下げを行う場合はこちら」の見出しの中にある「届出一覧/取下げ」ボタンを押します。

複写元となる届出を検索し、「複写」ボタンを押します。

リモートID特定区域代表者情報画面が表示されますので、以降は画面に従って新規届出の手続を進めてください。

なお、以下項目は複写元からの引用はされませんので、改めて入力してください。

- 飛行の期間
- 安全確保措置の確認